

公布された条例のあらまし

◆高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第53号）

- 1 条例改正の目的
子育て支援対策臨時特例交付金が追加して交付され、事業が拡充されたことに伴い、基金の設置期間を3年間延長することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第54号）

- 1 条例改正の目的
緊急雇用創出事業臨時特例交付金が追加して交付され、事業が拡充されたことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第55号）

- 1 条例改正の目的
旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）が一部改正され、地域限定旅行業を営もうとする者が当該旅行業の登録を受けること等となったことに伴い、当該登録の申請等に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

高知県公報

発行所
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例	1
◎高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例	1
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	1

条 例

高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第53号

高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例

高知県安心こども基金条例（平成21年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべての」を「全ての」に改める。

第2条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第54号

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年4月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第55号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条の表中「又は第三種旅行業務」を「、第三種旅行業務又は地域限定旅行業務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。